

鳥取県西部圏域における入退院調整ルール

鳥取県西部総合事務所長通知
制定 令和6年3月28日付け 第202300240875号

1 目的

医療と介護の両方を必要とする高齢者等が、入院時から退院後まで切れ目ない支援を受けられることを目的とし、関係機関が協力して入院時から退院時までに必要な情報を相互に取り合うことができるよう、鳥取県西部圏域における病院とケアマネジャー、地域包括支援センター、市町村間の入退院調整のルールを策定するものである。

2 ルールを利用する主な関係機関

鳥取県西部圏域の病院、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、市町村 等

3 ルールの対象となる患者

介護保険・介護予防サービス利用者及び利用が必要な方（以下「対象者」という。）

4 入退院調整とは

対象者が病院へ入院した際に担当ケアマネジャーから病院へ入退院情報提供書を送付することによる情報提供や入院中の情報交換・連携のことをいい、また、対象者が在宅への退院に向けての準備の際に病院から担当ケアマネジャー等へ退院情報提供書を送付し引き継ぐことをいう。

5 ルールの位置づけ

このルールは、主に医療機関とケアマネジャーの連携をとりやすくするための「標準ツール」であり、強制的な効力をもつものではない。ルールを目安とし、個別の事情に応じた対応を関係機関で適宜調整する。

6 ルールの内容

ルールの内容については以下のとおりとする。

- (1) 入退院調整ルールの概要（別紙1）
- (2) 入退院調整ルールにおける留意事項（別紙2）
- (3) 入院から退院までの流れ（別紙3）